

政令番号430 インドキサカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道			1.8E+1					17.5
2	青森県			7.5E+0					7.5
3	岩手県			3.0E+1					30.0
4	宮城県								
5	秋田県			1.0E+1					10.0
6	山形県								
7	福島県			2.5E+0					2.5
8	茨城県			6.3E+1					62.5
9	栃木県			5.0E+0					5.0
10	群馬県			8.8E+1					87.5
11	埼玉県			4.5E+1					45.0
12	千葉県			2.3E+1					22.5
13	東京都								
14	神奈川県			7.5E+0					7.5
15	新潟県			1.5E+1					15.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県			1.3E+1					12.5
20	長野県			9.3E+1					92.5
21	岐阜県			2.5E+0					2.5
22	静岡県			5.0E+0					5.0
23	愛知県			5.0E+1					50.0
24	三重県			2.5E+0					2.5
25	滋賀県			1.0E+1					10.0
26	京都府			5.0E+0					5.0
27	大阪府			7.5E+0					7.5
28	兵庫県			1.0E+1					10.0
29	奈良県								
30	和歌山県			7.5E+0					7.5
31	鳥取県			2.5E+0					2.5
32	島根県								
33	岡山県			2.5E+0					2.5
34	広島県			5.0E+0					5.0
35	山口県			5.0E+0					5.0
36	徳島県			2.5E+0					2.5
37	香川県			2.5E+0					2.5
38	愛媛県			7.5E+0					7.5
39	高知県			4.5E+1					45.0
40	福岡県			3.3E+1					32.5
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県			2.8E+1					27.5
44	大分県			2.5E+0					2.5
45	宮崎県			1.0E+1					10.0
46	鹿児島県			1.0E+1					10.0
47	沖縄県			1.5E+1					15.0
	全国			6.9E+2					687.5